

最高裁秘書第5495号

令和元年11月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

4月18日付け（同月19日受付，最高裁秘書第2161号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等
最高裁判所事件月表（令和元年9月分）（片面で3枚）
- 2 開示の実施方法
写しの送付

1. 最高裁判所事件月表（民事）

令和元年9月分

訟廷事務室統計係

新受・既済・未済別 法廷別 事件別	新 受				計	既 済				計	未 済				計	1月からの累計	
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷		大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷		大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷		新 受	既 済
総 数	175	128	145	448	225	209	193	627	697	588	605	1890	5339	5157			
民 事 総 数	156	113	127	396	204	189	177	570	604	476	490	1570	4536	4371			
特別上告(テ) うち少額異議	2	3	2	7	2	3	3	8	3	3	2	8	55	50			
		(1)		(1)		(1)		(1)		(1)		(1)	(7)	(6)			
上告(オ) (旧法) (新法) (並行)	47 (40)	32 (26)	37 (30)	116 (96)	66 (61)	49 (43)	58 (53)	173 (157)	192 (181)	140 (124)	142 (127)	474 (432)	1333 (1191)	1293 (1156)			
上 告 受 理 (受) (並行) (受理決定)	54 (40)	40 (26)	46 (30)	140 (96)	82 (62)	66 (44)	73 (53)	221 (159)	247 (181)	182 (124)	187 (127)	616 (432)	1648 (1191)	1597 (1161)			
再審(訴訟)(ヤ)	1			1					2	1	1	4	5	5			
特別抗告(ク) (並行)	37 (2)	25 (1)	30	92 (3)	37	47	32	116	45 (5)	31 (2)	37 (3)	113 (10)	917 (13)	914 (7)			
許可抗告(許)	2	2		4					5	4	4	13	18	12			
再審(抗告)(ヤ)	2		3	5	3	6		9	75	82	89	246	287	225			
民 事 雑 (マ)	11	11	9	31	14	18	11	43	35	33	28	96	273	275			
行 政 総 数	19	15	18	52	21	20	16	57	93	112	115	320	803	786			
特別上告(行テ)																	
上告(行ツ) (旧法) (新法) (並行)	7 (6)	5 (5)	5 (4)	17 (15)	9 (8)	8 (8)	6 (6)	23 (22)	23 (20)	23 (22)	31 (29)	77 (71)	262 (230)	261 (231)			
上 告 受 理 (行ヒ) (並行) (受理決定)	9 (6)	8 (5)	9 (4)	26 (15)	11 (8)	8 (8)	9 (6)	28 (22)	37 (20)	33 (22)	47 (29)	117 (71)	316 (230)	315 (231)			
再審(訴訟)(行ナ)																	
特別抗告(行ト) (並行)	3	2	3	8	1	2	1	4	3	2	4	9	73 (1)	87 (2)			
許可抗告(行フ)													1	2			
再審(抗告)(行ナ)			1	1		2		2	30	31	25	86	97	70			
行政 雑 (行二)										23	8	31	54	51			

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

(令和元. 1 0. 1 1 訟統印)

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段()数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段()数値は、係属事件の内、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

()数値は、分配替えがあった事件で新受計・既済計に含まれていない。

2. 最高裁判所事件月表（刑事）

令和元年9月分

事件別	新					受					既 済					未 済					1月からの累計	
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済
総 数		117	82	105	304		149	125	113	387		(66) 213	(35) 139	(63) 186	(164) 538						2936	2973
訴訟事件	総 数		42	21	33	96		91	77	70	238		(66) 170	(35) 107	(63) 134	(164) 411					1488	1563
	第一審判決に対するもの																					
	うち裁判員関与																					
	再審判決に対するもの		42	21	33	96		91	77	70	238		(66) 170	(35) 107	(63) 134	(164) 411					1487	1562
	うち裁判員関与		1		2	3		5	8	2	15		(12) 13	(10) 13	(23) 24	(45) 50					118	127
非常上告																					1	1
再 審																						
総 数		75	61	72	208		58	48	43	149			43	32	52	127					1448	1410
再審請求		1	2		3			1		1			2	4	2	8					18	18
上告受理申立て		2			2		3	1	1	5											19	20
法廷等の秩序維持に関する法律に基づく特別抗告																						
判決訂正申立て			1	1	2									1	1	2					7	6
特別抗告申立て		26	18	25	69		27	18	15	60			13	5	24	42					613	605
医療観察再抗告			1		1					1			1	1	1	3					21	23
費用補償請求																						
上訴費用補償請求のあったもの																						
刑事補償請求			1		1									1		1					2	1
訴訟費用免除申立て		3	2	2	7		1	5		6			3	2	3	8					76	72
刑事雑		43	36	44	123		27	23	26	76			24	18	21	63					692	665
覆取の裁判の取消し上告事件																						

3. 上告事件の既済区分表

区 分	法廷別	既 済					計
		大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	
民事上告	総 数		77	60	67	204	
	判 決						
	決 定		77	60	66	203	
	そ の 他				1	1	
民事受理	総 数		93	74	82	249	
	判 決		1	2		3	
	決 定		92	72	80	244	
	そ の 他				2	2	
刑事上告	総 数		91	5	77	8	238
	判 決				1	1	
	決 定		80	5	73	8	217
	そ の 他		11	3	6	20	

(注1) 刑事に関する掲上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表（刑事）中未済の（ ）数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

うち裁判員関与分

4. 上告既済事件の審理期間表

令和元年9月分

受理年度 審理期間 法廷別		総 数	受 理 年 度 別					審 理 期 間 別							
			元 年	30 年	29 年	28 年	27 年	26 年	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	5 年 以 内
民事上告	総 数	204	203	1				68	63	59	14				
	大 法 廷														
	第一小法廷	77	76	1				26	19	25	7				
	第二小法廷	60	60					14	24	18	4				
	第三小法廷	67	67					28	20	16	3				
民事受理	総 数	249	243	6				73	81	71	23	1			
	大 法 廷														
	第一小法廷	93	91	2				28	29	26	9	1			
	第二小法廷	74	71	3				15	28	22	9				
	第三小法廷	82	81	1				30	24	23	5				
刑事上告	総 数	238	237	1				60	143	26	8	1			
	うち裁判員関与	15	15					3	9	2	1				
	大 法 廷														
	うち裁判員関与														
	第一小法廷	91	91					27	48	12	4				
	うち裁判員関与	5	5					1	2	1	1				
	第二小法廷	77	76	1				21	51	4		1			
うち裁判員関与	8	8					2	5	1						
第三小法廷	70	70					12	44	10	4					
うち裁判員関与	2	2						2							